

第二種特定鳥獣管理計画について（鳥獣管理の強化関係）

1. 制度の概要

- ・第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県が、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を行うために策定する計画。国が策定する基本指針に即して都道府県が定める鳥獣保護事業計画に基づき、策定される。

2. 背景

(1) これまでの取組の概要

- ・第二種特定鳥獣管理計画は、ニホンジカ 44 都道府県、イノシシ 44 府県、クマ類 14 道府県、ニホンザル 27 府県、カモシカ 8 県、カワウ 7 県、ゴマフアザラシが 1 道で、計 146 計画が策定されている（ニホンジカでは奈良県、鹿児島県が地域別に 2 計画策定）。（参考資料 1 P. 1）
- ・環境省では、特定計画作成に関する技術的な助言を行うため、ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザル、カモシカ、カワウの 6 鳥獣についてガイドライン及び保護管理レポートを作成している。（参考資料 1 P. 2）
- ・「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省、平成 25 年公表）においてニホンジカとイノシシの個体数を平成 23 年度比で令和 5 年度までに半減させることを当面の目標（半減目標）として、捕獲の強化に取り組んでいる。

また、ニホンザルについては「ニホンザル被害対策強化の考え方」（環境省・農林水産省、平成 26 年公表）において令和 5 年度までに加害群を半減させること、カワウについては「カワウ被害対策強化の考え方」（環境省・農林水産省、平成 26 年公表）において被害を与える個体数を令和 5 年度までに半減させることをそれぞれ目標とし、取組を進めている。

- ・特定計画に基づく管理を推進した結果、例えば、以下のような効果が確認されている。
 - －神奈川県では、ニホンジカの生息数は減少傾向にあると推定され、継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られる。
 - －岡山県では、生息数と自然増加率の推定が可能となり今後の個体群管理のおおまかな方向性を示すことが可能となった
 - －福岡県では、捕獲の推進とともに侵入防止柵等被害防止対策を本格的に実施し、また、地域でのわな猟者向け研修会や地域ぐるみ研修会なども開始し、被害軽減につながっているなど管理の効果が確認されている地域がある。
- ・環境省では、広域管理を推進するため、ニホンジカ、クマ類及びカワウについて、広域協議会を設置、運営するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により複数の都道府県で構成する協議会によるニホンジカ、イノシシの捕獲を支援。（参考資料 1 P. 4）

(2) 法改正以降の状況

- ・平成 27 年度以降に作成された特定計画に記載された分布情報によると、ニホンジカについては、全国的に分布が拡大している都道府県が多く、生息数は不明している都道府県が多い。また、イノシシでは、東北、関東、中部、九州・沖縄の各地方で分布域が拡大している都道府県が多いが、中部地方では縮小している都道府県が見られる。生息数は全国的に生息数が増加もしくは不明している都道府県が多いが、中部と近畿・中国地方では減少している都道府県が見られる。(参考資料 1 P.5、6)
- ・環境省が行っているニホンジカ、イノシシの全国の個体数推定によると、平成 27 年度以降両種ともに減少傾向であるが、半減目標達成のためにはさらなる捕獲強化が必要な状況にある。(参考資料 1 P.7)
- ・ニホンジカの特定計画の目的について整理したところ、個体群の安定的維持、生息数の抑制について記載があったのが 41 計画、農林業等の被害軽減が 44 計画、生物多様性への影響軽減が 41 計画、分布拡大抑制が 13 計画となっている。また、イノシシの特定計画の目的については、個体群の安定的維持、生息数の抑制が 34 計画、農林業等の被害軽減が 42 計画、生物多様性への影響軽減が 3 計画、分布拡大抑制が 8 計画となっている。(参考資料 1 P.8)
- ・ニホンジカの特定計画等において、年間の捕獲数について数値目標を設定していたのは 44 計画中、36 計画であり、平成 28 年度～令和元年度の目標値と実績を平均して比較したところ、達成していたのは 15 計画、8 割以上達成していたのは 11 計画であった。また、イノシシの特定計画等については、年間捕獲数について数値目標を設定していたのは 22 計画であり、達成していたのは 14 計画、8 割以上達成していたのは 5 計画であった。両種とも年間の捕獲目標を設定している計画数及び達成率とも増加傾向にある。(参考資料 1 P.9)
- ・ニホンジカの特定計画等における被害防除や被害軽減目標については、第 12 次計画で 11 計画、生息環境管理・植生回復目標については 2 計画で数値目標が設定されている。第 11 次計画で設定した被害防除・被害軽減目標について、数値目標が設定されていた 3 計画のうち一部管理区域で達成していたのは 1 計画、達成に至らなかったのは 2 計画であった。生息環境管理・植生回復目標については、数値目標が策定されていた 1 計画のうち、達成に至らなかったのは 1 計画。(参考資料 1 P.10)
- ・低密度下におけるニホンジカの生息密度推定法、イノシシの生息密度の推定手法、ドローンを用いたカワウの被害防除手法等のように、鳥獣の管理に関する新たな技術開発や調査、研究が進んでいる。

2. 課題

- ① ニホンジカ、イノシシについては、近年分布が拡大している地域を始め、低密度下における効果的なモニタリングや捕獲等の管理手法が未確立である。

- ② ニホンジカとイノシシの捕獲については、目標を達成できない状態が継続している場合や数値目標が設定されていない場合がある。

また、目標の達成のためには年次計画を作成し、適切な評価を行った上で順応的に見直すことが効果的であるが、年次計画が作成されていない場合がある。

被害防除や生息環境管理等の捕獲以外の施策については、具体的な目標の設定がある計画が少なく、達成状況が不明確である。
- ③ ニホンザル、カワウについては被害対策の考え方で示した目標の達成状況を評価する必要がある。

3. 対応方針（案）

- ① 低密度地域を始め、地域の状況に応じた管理手法について、最新の知見を収集し、ガイドライン等を通じて都道府県への助言を行う。（ガイドライン等）
- ② 各都道府県の状況に応じた適切な目標設定や目標達成に向けた年次計画の作成・見直しを実施するよう基本指針に明記するとともに、目標の設定や評価の手法についてガイドラインの改訂を通じて都道府県への助言を行う。

また、全国のニホンジカの生息密度の把握を行う等、都道府県において優先的に対策を行う地域の選定や捕獲の効果を検証する際に活用可能な情報を整備するとともに、国においても全国的な見地から捕獲効果等の評価を行う。（基本指針、ガイドライン等）。
- ③ 現時点で、技術的に十分確立されていないイノシシの生息密度の推定については、現在行われている環境研究総合推進費による研究等の最新の知見を収集し、都道府県へ提供する。（ガイドライン等）
- ④ ニホンザル、カワウについては、最新の生息状況や被害状況を元に被害対策の考え方で示した目標の達成状況を評価するとともに、引き続き、ガイドライン等を通じて都道府県に対して技術的助言を行う（ガイドライン等）。